

危機管理経営実践塾規約

第1条（設立理念）

危機に対処し激動・混迷する時代を切り開く経営者や次世代の経営幹部（組織運営者を含む。以下「経営者等」という。）を育成することにより、日本の危機管理の礎をゆるぎないものとし、安心して安全な日本社会を実現することを理念とする。

第2条（名称）

前条の設立理念の下、一般社団法人日本危機管理協会（以下「当協会」という。）に設置する組織の名称は、「危機管理経営実践塾」（以下「当塾」という。）と称する。

第3条（設立目的）

長年にわたり警察幹部や中央省庁の上級職員として、そして民間人として危機管理の第一線で培った幅広い実践的な知見、経験等を持つ当協会役員や幹部職員が、当塾の「危機管理経営実践塾規約」（以下「当規約」という。）に賛同する経営者等に対し、重大事件・事故・災害等への対応策など危機管理経営のノウハウを提供し、経営者等がこれを学び・体得するあらゆる機会を提供することを目的とする。

第4条（入塾申込み）

- 1 当塾への申込みは、当協会内の当塾 WEB サイト入塾申込フォームより行うものとする。
- 2 入塾を認められた者を塾生と呼ぶ。

第5条（入塾条件）

- 1 当塾の入塾条件は、以下のとおりとする。
 - (1) 当塾設立理念に賛同し、当規約を遵守すること
 - (2) 法人・団体等の経営者等であること
 - (3) 入塾登録料および塾費用を支払うこと
- 2 当協会は、入塾の条件・可否については別途判断することがある。

第6条（サービス内容）

当協会は、塾生に当協会主催の以下のサービスを提供するものとする。

- (1) 講演会の開催
- (2) セミナーの開催
- (3) 勉強会の開催
- (4) ケーススタディの開催
- (5) 親睦会の開催
- (6) 交流会の開催
- (7) ビジネスマッチングの機会を提供
- (8) 各種危機管理サービス（有料、無料あり）の提供
- (9) メール等による危機管理経営に関する情報の定期配信
- (10) 上記（1）～（7）は定期開催とし、開催内容により有料または無料での開催とする。

第7条（特典）

- 1 当協会は、塾生に危機管理経営のための特典として、以下の要領により、無料の重大事件・事故・災害等に係る危機管理経営に関する簡易相談を提供するものとする。
 - (1) 簡易相談は、1年間に6回程度（1事案につき1回）とする。
 - (2) 前号の回数（6回）は翌年に持ち越しはできない。
 - (3) 簡易相談は当塾所定の様式で申し込む。なお、相談内容が訴訟や示談交渉、法律相談等の法律事務にわたるときは、当塾ではなく専ら弁護士が行うこととなる。
 - (4) 簡易相談の回答は、電話等で知らせる。
 - (5) 簡易相談の回答と塾生の要望により、別途費用（実費等を含む）が発生する場合がある。
 - (6) 簡易相談の詳細は、入塾後に案内する。
- 2 当協会は、塾生に危機管理経営のための特典として、以下の要領により、無料の属性チェック（反社チェック）を提供するものとする。
 - (1) 属性チェックを1か月に2名まで無料で提供する。
 - (2) 前号の人数（2名）は翌月に持ち越しはできない。
 - (3) 属性チェックは当塾所定の様式で申し込む。
 - (4) 属性チェックの結果は、当塾所定の様式で知らせる。
 - (5) 属性チェックの結果と塾生の要望により、別途費用（実費等を含む。）が発生する場合がある。
 - (6) 属性チェックの詳細は、入塾後に案内する。

第8条（業務委託）

当協会は、以下の業務に関し、第三者に業務委託することができる。

- (1) 塾生募集に関する業務
- (2) 入塾事務に関する業務
- (3) 当塾運営に関する業務
- (4) 塾生へ提供するサービスおよび特典に関する業務
- (5) その他上記各号に関連する業務

第9条（入塾登録料および塾費用）

- 1 入塾登録料（入塾時1回限り）は、30,000円（税別）/1社とする。
- 2 塾費用は、月額15,000円（税別）/1名とし、入塾時に12か月分を一括で支払うこととする。

第10条（入塾登録料および塾費用の支払方法）

- 1 当協会は、WEBサイトからの申込み受付後、7日前後の審査を経て、入塾を承認した塾生に対し承認月、有効入塾期間および金融機関口座の詳細が記載された「入塾承認メール」を送付する。
- 2 申込者は、「入塾承認メール」を受領後、当協会指定の金融機関口座に第9条の入塾登録料および塾費用を振り込むものとする。なお、振込手数料は、申込者の負担とする。
- 3 振り込まれた入塾登録料および塾費用は、理由の如何にかかわらず返金することができないものとする。

第11条（有効入塾期間）

塾生の有効入塾期間は承認月を含み1年間とする。

第12条（サービスおよび特典の利用開始）

塾生は入金後、サービス及び特典を利用することができる。

第13条（個人情報の取扱）

- 1 当協会は、塾生の個人情報を協会および当塾の運営等に関する業務に限定し、個人情報保護法を遵守し適切な管理を行うものとする。
- 2 当協会は、取得した個人情報を業務遂行のために第三者に開示することができる。この場合、当該第三者に個人情報保護法を遵守する義務を負わせ、適切な管理義務を負わすものとする。

第14条（表明保証）

塾生は、塾生および塾生が所属する法人・団体等の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役を含む。）、使用人または主要株主が「暴力団、暴力団構成員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、会社ゴロ、新聞ゴロ等、暴力団員でなくなってから5年を経過していない者、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して、経済的利益を追求する集団又は個人、その他前述に準ずる者」のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

第15条（誓約）

塾生は入塾にあたり、第7条2項により当協会から塾生に提出した属性チェック（反社チェック）の結果に関して、次の各号を誓約して入塾する。

- (1) 属性チェック（反社チェック）の結果を、犯罪行為、違法な差別的取り扱い、その他の違法な行為のために用いないこと。
- (2) 属性チェック（反社チェック）の結果の利用は塾生限りのものとし、転載、複製、第三者への提供、訴訟等への利用をしないこと。
- (3) 塾生は当協会に、当協会から塾生に提出した属性チェック（反社チェック）の結果の裏付けとして、当協会が収集した各種データ、資料等の提出を求めないこと。

第16条（禁止事項）

当協会は、当協会、当塾または他の塾生に不快な思いや迷惑となる次の行為を禁止する。

- (1) コンプライアンス（法令遵守及び企業倫理）に違反する行為
- (2) 当規約に違反する行為
- (3) 健全で円滑な塾運営や信頼関係を阻害する行為
- (4) 他の塾生のプライバシー侵害および個人情報や秘密情報の無断発信（SNS、WEB等含む）
- (5) 他の塾生の人権を侵害する行為
- (6) 他の塾生の情報を許可なくSNS、WEB等により発信する行為
- (7) 特許、商標、著作権およびその他の権利を侵害する情報発信や行為
- (8) 各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等）対策を阻害する行為

- (9) 塾生が非違行為または公序良俗に反する行為により、あるいは正当な理由なく協会、当塾および他の塾生の信用・名誉等を毀損する行為
- (10) 属性チェックの結果報告を、違法行為・転載・複製・第三者への提供・訴訟等に利用する行為

第17条（カスタマーハラスメント対応）

当塾は、当塾の設立理念のもと危機管理経営の実践を「サービスおよび特典」を通じて公開するものの、塾生によるカスタマーハラスメント行為に対しては、毅然とした対応を行うものとする。

第18条（退塾等）

- 1 塾生は、退塾を希望する場合、当協会に書面またはメール等で退塾の意思を表明することにより退塾することができるものとする。
- 2 当協会は、塾生が当規約の一または複数に違反した場合、退塾させることができるものとする。

第19条（自動更新）

塾生は、当協会または当該塾生のいずれかより書面またはメール等により退塾の申し出のない限り1年ごとに自動更新されるものとする。

【当協会のご案内】

法人名：一般社団法人日本危機管理協会

所在地：〒100-6006 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 6 階

理事長：金重 凱之

問合せ電話：03-6447-2826（代）

問合せメールアドレス：juku@jemo.or.jp

公式サイト：<https://jemo.or.jp/>

登録番号：T1010405021416

登録商標：「日本危機管理協会」は一般社団法人日本危機管理協会の登録商標です。

2025 年 9 月版